



県 章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
7 月 2 日
第 17 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課） 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課） 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（医療福祉推進課） 2
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課） 2
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課） 3
- クリーニング師の研修およびクリーニング業務従事者に対する講習の指定（生活衛生課） 3
- 土地収用法に基づく事業の認定（監理課） 4
- 公 告
- （仮称）鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事の意見の公告（環境政策課） 5
- 環 境 事 務 所 告 示
- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀） 6
- 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告
- 土地改良区定款変更認可公告（甲賀、東近江） 6
- 病 院 事 業 庁 公 告
- 落札者決定の公告 6

告 示

滋賀県告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年7月2日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
野洲篠原デイサービス	野洲市吉地1127番地	社会福祉法人すみれ厚生会 理事長 前田章	栗東市小野363番地	通所介護	令和1.7.1	2571300736

滋賀県告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和元年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
野洲病院デイサービスしのはら	野洲市吉地1127番地	医療法人社団御上会 理事長 渡邊信介	野洲市小篠原1094番地	通所介護	2561390036	令和1.6.30

滋賀県告示第66号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
医療法人徳洲会近江草津徳洲会訪問看護ステーション	草津市東矢倉三丁目34番52号	医療法人徳洲会 理事長 鈴木隆夫	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和1.7.1	2560690121
市立野洲病院訪問看護ステーション	野洲市吉地1127番地	野洲市長 山仲善彰	野洲市小篠原2100番地1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和1.7.1	2561390077

滋賀県告示第67号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和元年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
医療法人社団御上会野洲病院訪問看護ステーション	野洲市吉地1127番地	医療法人社団御上会 理事長 渡邊信介	野洲市小篠原1094番地	訪問看護 介護予防訪問看護	2561390036	令和1.6.30

滋賀県告示第68号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和元年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所	事業所の	名称	主たる事務所	指定障害児通所	事業所番号	廃止年月日
-----	------	----	--------	---------	-------	-------

の 名 称	所 在 地		の 所 在 地	支 援 の 種 類		
放課後等 サービス 桐原	近江八幡市丸 の内町5-122	一般社団法人 サービス 桐原	近江八幡市安 養寺816	放課後等サービス	2550400135	令和1.6.30

滋賀県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年7月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援 医療の種類	名 称	所 在 地	医療の 種 類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・ 育成医療	公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾1256番地	病院・ 診療所	清 水 和 也 渋谷 和 之 武 内 美 紀 角 熊 雅 彦	平成31.4.1
更生医療・ 育成医療	公立甲賀病院訪問 看護ステーション	甲賀市水口町松尾1256番地	訪問看 護	—	平成31.4.1
更生医療・ 育成医療	スギ薬局草津大路 店	草津市大路三丁目5番8号	薬局	宮 下 貴 宏	令和1.5.1
更生医療・ 育成医療	そうごう薬局高月 店	長浜市高月町高月291番地	薬局	藤 原 直 子	令和1.5.1
更生医療・ 育成医療	ふれあい薬局・高 島	高島市勝野2246-4	薬局	田 中 聡 美	令和1.5.1

滋賀県告示第70号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修および同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習をそれぞれ次のとおり指定する。

令和元年7月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 主催者の名称および所在地 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 会場の運営および設営の窓口となる団体の名称および所在地 公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター 大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内
- 研修および講習の実施年月日ならびに実施会場の名称および所在地
第1型

	実施年月日	実施会場の名称および所在地
クリーニング師研修	令和元年11月17日(日)	アヤハレークサイドホテル会議室比叡 大津市におの浜3-2-25
業務従事者講習	令和元年12月1日(日)	ピアザ淡海204会議室 大津市におの浜1-1-20

第2型

	実施年月日	
クリーニング師研修	受付開始年月日	令和元年10月15日(火)
	受付締切年月日	令和元年11月25日(月)
	レポート提出締切年月日	令和元年12月23日(月)
業務従事者講習	受付開始年月日	令和元年10月28日(月)
	受付締切年月日	令和元年12月9日(月)
	レポート提出締切年月日	令和2年1月14日(火)

- 4 予定人員
クリーニング師研修 第1型 40人 第2型 20人
業務従事者講習 第1型 40人 第2型 20人
- 5 受講料
クリーニング師研修 5,000円
業務従事者講習 4,500円
- 6 受講についての問合せ先 公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター 大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内 電話 077-524-2311

滋賀県告示第71号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
令和元年7月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 起業者の名称 草津市
- 2 事業の種類 (仮称)草津市第二学校給食センターおよび同駐車場整備事業
- 3 起業地
- (1) 収用の部分 草津市集町字久保および川原町字溝原地内
- (2) 使用の部分 草津市集町字久保地内
- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
- (1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について 申請に係る(仮称)草津市第二学校給食センターおよび同駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、草津市が新たに学校給食施設を建設するものであり、法第3条第31号の地方公共団体が設置する直接事業の用に供する施設に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
- (2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について 本件事業の起業者である草津市は、本件事業の実施について、平成29年2月に「草津市中学校給食実施基本計画」(以下「本件計画」という。)を策定している。そして、平成31年2月の草津市議会定例会で予算に係る議決を得て、必要な財源措置を講じている。
したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- (3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について
- ア 得られる公共の利益 本件事業の施行により、栄養バランスの取れた食事の提供による生徒の健康の保持・増進や、日常生活における望ましい食習慣の形成、地産地消の推進や地域の食文化への理解などを図り、次代を担う子どもたちの健全な心身を育み、健やかな成長を支えるとともに、子どもたちが食に関して自ら考え、実践していける姿勢を養うため、給食を生きた教材として活用しながら食育推進に取り組むことができる。
また、既存の学校給食センターの供給能力は最大9,000食/日であるが、平成30年5月現在、市内14校の小学校に8,700食/日を供給していることから、現行の施設では供給能力に余裕がなく、中学校給食の実施は不可能な状況である。本件事業の完成によって、新たに4,500食/日の供給が可能となり、市内6校の中学校給食を実施できる。
したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。
- イ 失われる利益 本件起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されておらず、環境影響評価法(平成9年法律第81号)および滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)による環境影響評価の対象事業にも該当しないため詳細な調査は実施されていないが、現地視認によると、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)またはふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)に指定される保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、起業地の周囲はほぼ農地のため、周辺に与える騒音や臭気の影響は低いと考えられるが、環境に配慮した設備の導入等、周辺環境に十分配慮することとしている。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
- ウ 事業計画の合理性 本件事業の計画に当たっては、3か所の候補地を選定し、敷地の規模および形状、法的制約、道路事情、周辺環境、インフラ環境、配送条件などから総合的に比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであり、申請案が最も合理的であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号（公益上の必要性）の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 平成17年に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定されたことを受けて学校給食法（昭和29年法律第160号）が改正されたことを契機として、全国的に中学校給食の実施が進んでいることや、県内の中学校給食の実施状況、草津市における中学校給食を望む保護者の声や、市議会での請願の採択といった社会情勢の変化に加え、これまで、草津市は、家庭弁当持参を基本とし、様々な事情により家庭弁当が持参できない生徒に対する補完制度として、業者弁当を配達する「スクールランチ制度」を運用してきたが、請負業者が撤退し、他の請負先も見つからず、平成30年度末をもって同制度が廃止となったことから、中学校給食の早期実施の必要性が高まっている。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、または使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 草津市教育委員会事務局教育総務課

公 告

（仮称）鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事の意見の公告

株式会社向茂組 代表取締役 向春美（以下「事業者」という。）から送付のあった（仮称）鳥居平・松尾工業団地造成事業（以下「本事業」という。）に係る計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を令和元年6月25日に述べたので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和元年7月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

本事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価方法書以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

今後の手続を進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。

(2) 地域の災害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で重要な役割を果たす森林については、その機能を適切に評価し、本事業実施による環境影響を回避または低減するよう配慮すること。

(3) 本事業実施後の工作物の供用による影響評価に当たっては、立地する工場等の種類や規模等を適切に想定した上で調査・予測方法を検討すること。

(4) 計画段階配慮事項として選定されない環境要素について、方法書以降の過程で必要であると判断された場合は、追加で調査、予測および評価を行うこと。

(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 大気環境 事業実施想定区域の周辺には、特別養護老人ホームなど環境保全上の配慮を要する施設や住宅が位置しているほか、通勤時間帯の国道307号では渋滞が発生している。本事業の実施および実施後の供用により、工事や道路交通量の増加に伴う大気汚染・騒音・低周波騒音・振動により生活環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。

- (2) 水環境 土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の流出等により水環境および水生生物等への影響が考えられることから、水環境の悪化による事業実施想定区域およびその下流地域の農業や漁業、希少動物等への影響ならびに洪水リスクの変化について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。
- (3) 動物・植物・生態系 事業実施想定区域内およびその周辺の生物の生息状況等について、適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。なお、調査に当たっては、地元の団体が事業実施想定区域内で実施した野生植物の調査結果を参考にすよう配慮すること。

環境事務所告示

滋賀県甲賀環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和元年7月2日

滋賀県甲賀環境事務所長 小西英明

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市水口町笹が丘1番2の一部および1番3の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土山町土地改良区の定款の変更は、令和元年6月25日に認可した。

令和元年7月2日

滋賀県甲賀農業農村振興事務所長 佐野寿彦

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区の定款の変更は、令和元年6月24日に認可した。

令和元年7月2日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 榎木秀和

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、白鳥川沿岸土地改良区の定款の変更は、令和元年6月24日に認可した。

令和元年7月2日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 榎木秀和

病院事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）第13条の規定により公告する。

令和元年7月2日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

- 1 購入物品名および数量 遠隔操作型内視鏡下手術システム 一式

- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4-30 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和元年5月15日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 インテュイティブサージカル合同会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル
- 5 落札金額 367,200,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成31年4月2日(火)

